

事務連絡
令和4年11月25日

各地方運輸局海事振興部船員労政課長
北陸信越運輸局海事部船員労政課長
神戸運輸監理部海事振興部船員労政課長
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課長

殿

(国土交通省) 海事局船員政策課
雇用対策室長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う船員の在籍出向の特例について
(令和2年4月15日付け雇用対策室長事務連絡)」の廃止について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い講じることとした標記事務連絡については、当該特例の運用状況等に鑑み、令和5年3月31日をもって廃止することとしたので、了知されたい。

なお、令和5年1月以降、上記事務連絡1③に基づき在籍出向の特例として認める期間は、同年3月31日までとするので、事務処理に遺漏なきよう取り計らわれたい。

については、管内の関係団体に対してこの旨周知するとともに、必要に応じ、特例措置に基づき在籍出向を行っている出向元事業主に対し、令和5年4月1日までの間に船員派遣事業の許可の取得を促すとともに、在籍出向を受け入れている出向先事業主に対し、船員派遣事業の許可事業者からの船員派遣の活用を促すよう指導されたい。

なお、令和5年4月1日以降も、新型コロナウイルス感染症に関連した案件で、特別な取扱いが必要と考えられるような場合については、前広に本省に相談願いたい。

事務連絡
令和4年11月25日

各地方運輸局海事振興部
船員労政課長等
各地方運輸局海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課長等
} 殿

(国土交通省) 海事局船員政策課
雇用対策室長
労働環境対策室長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う船員の在籍出向の特例について
(令和2年4月15日付け事務連絡)」の適用について(令和2年4月15日
付け事務連絡)の廃止について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い講じることとした船員の在籍出向の特例措置
を別添により廃止することに伴い、その取扱いを定めた「新型コロナウイルス感染症の感染
拡大に伴う船員の在籍出向の特例について(令和2年4月15日付け事務連絡)」の適用に
ついて(令和2年4月15日付け事務連絡)を令和5年3月31日をもって廃止することと
したので、事務処理に遺漏なきを期されたい。